

近世後期における都市商人

——奈良晒布青苧中買について——

奥田修三

- 一 はしがき
- 二 奈良晒布の生産流通機構
- 三 青苧問屋・中買の構造
- 四 生布中買の性格
- 五 青苧中買の独占の強化
 - (イ) 蔵苧をめぐる問題
 - (ロ) 他国紬をめぐる問題
- 六 青苧中買と生布中買との対抗
 - (イ) 生布中買の青苧直買
 - (ロ) 生布中買の生布販売自由の要求
 - (ハ) 株仲間解放をめぐる直買問題
- 七 青苧市場の構造と都市商人

一 はしがき

近世における商品流通の問題は、最近では大塚久雄氏の理論を適用して、いわゆる局地的市場の問題を具体的に明らかにすることへ関心が向けられているようである。局地的市場は農村における商品生産の発展を基礎に、農村内部における分業と、商品流通が展開することによって成立する。そしてこの局地市場の考え方には、

その対極に遠隔地間商業の問題がおかれている。遠隔地間商業は農民的商品生産を領主あるいは都市商人によって、農村内部の分業を阻止しつつ全国的市場に組み入れることによって成立するものとされている。

農村における商品流通の担当者としては、在郷（在方）商人があるが、局地的市場をみてゆく場合は当然この在郷商人をみなければならぬし、都市商人との関連を明らかにしなければならぬ。それは在方商業と町方商業との対抗関係になるが、それらについては実証的な研究も次第に出てきている。しかしその場合にいわれている都市商人あるいは町方商業を、全国的な市場構造と関連して考えられている場合は比較的少いように思われる。それは今日まで、商品流通の問題は農村の側から究明しようとした研究が多く、都市の商業あるいは市場構造を直接に明らかにするのに不充分であつたからと考えられる。在郷商人、在方商業に対して、「都市商業」を一括してみるのではなく、都市商業自体を直接的にみていったときは、封建支配体制また市場構造の変化とともに、それに対応するために都市商人内部のいろいろの変動が分明するはずであり、その結果は「商品流通」に対して多くの問題を与えることと思われる。そこでこの小文では、全国的な市場構造との関連に留意しつつ、近世後期の都市商人の問題を考えてみたいとおもう。ここでとりあげるのは近世奈良晒布青苧中買商人である。

二 奈良晒布の生産流通機構

奈良晒布の生産販売機構については、すでに報告されているから、⁽¹⁾ここでは以下にのべようとするのに必要な範囲で、その概要を簡単にしるしておく。

(1)生産高 奈良晒布の生産はすでに中世末期よりみられたが、近世にはいり大名・武士あるいは町人の礼服用

また幕地用さらに夏季衣料としての需要のために急激に発展し、明暦三年（一六五七）惣年寄による改判の制度がつくられたころはすでに年産三〇万疋をこえ、その後、寛文、元禄から享保の、十七世紀中ごろより十八世紀前半にいたる江戸時代中期には、三〇万ないし四〇万疋をこえる生産高をしめた。中期以降越後縮布、近江の野州晒、能登布その他各地の麻布生産が発展してくるにつれて、元文、宝暦から化政のころは二〇万疋ぐらいに、さらに天保年中（改革前までは）一〇万疋ぐらいに減少し、幕末には数万疋の生産にとどまり、明治維新の打撃をうけて、一層おとろえるにいたつた。³⁾したがって以下でのべようとする近世後期は、奈良晒布の生産は盛時にくらべると二分の一から十分の一近くまで衰退していった時期である。

(二)生産販売組織 右のような生産量の発展、衰退につれて、その生産販売組織も時期的に三つの段階の変遷をしめしているようであるが、近世後期—幕末のころのそれはおおよそつぎのごとくであつた。⁴⁾まず原料たる東北産の青苧は青苧問屋、同中買によって取扱われ、生布中買・布誂屋に販売せられる。生布中買・誂屋は奈良町中および在郷の、いわば機織しない織元であつて、在々の織屋あるいは副業的家用手工業として営まれている農民に紡織させてその生布を買集めて晒問屋に販売する。晒問屋はその生布を晒屋に晒らさせて完製品たる晒布に仕立て、三都はじめ他国の呉服商人と取引するというのが、その骨組であつた。右のほか仕上工程には様屋があり、販売部門には他所行商人があるが、近世後期以降、「布方」といわれたのは、右にのべた晒（古・新）問屋、生布数合（中買）、晒屋・様屋、青苧問屋・中買、および他所行商人であつた。⁵⁾

右のそれぞれの業種には株仲間またはそれに類似する仲間の組織があつたのはいうまでもない。幕府と奈良布方との関係については、すでに早く慶長十三年（一六〇八）、奈良町中より年頭御礼として「駿河・江戸両御所

様」へ晒布二十疋宛献上したのが始でその後、「御用晒」として多数の晒布を江戸幕府に納入している⁽⁷⁾。また慶長十六年（一六一一）、「東照殿命に依りて」長幅丈尺の定めがあり、明暦三年（一六五七）奈良奉行の命により惣年寄をもうけ晒改印をおすことがはじめられている⁽⁸⁾。いろいろ歴代の奈良奉行は幕府御用の由緒ある南都第一の名産として厚く保護を加えていった。そのことについては後に閑説するが、「布方」自体も仲間の組織によってそうした意識をもった特権的都市商人として幕末に及んでいる。

(1) 木村博一「奈良晒布の生産販売組織」奈良学芸大学紀要第二号。

(2) 越後縮布の最盛期は天明年中二〇万反の生産を示した（西脇新次郎「小千谷縮布史」）。野州晒は高宮布を晒布にしたものであるが、元禄年中に野州に「惣問屋中」があり、宝暦前後産額年一〇〇万反、安永ごろより減少し、以来年産四〇〇〇万反をしめたとされている（「滋賀県史」第三巻五七四～五七五頁）。能登では正徳三年に羽咋、鹿島両郡の布紮の間屋が認可されているが、その後文化九年に「御仕法」ができ布改判がはじめられている（「能登郡町誌」）。

(3) 木村博一、前掲論文。

(4) 木村博一、前掲論文。

(5) 天明八年、奈良奉行小出遠江守の布方一同への申渡（前田家文書）。中期の事実をしめす元文二年の「布方一巻覚帳」には、右のほか蔵方、女数合があり、のちに生布中買一本になってゆく紮屋中買、抱方中買、問屋中買、在方中買があがっており、また切晒屋というのものもある。

(6) 「奈良曝古今俚諺集」（徳川時代商業叢書）。

(7) わかっているところでは寛文四年の五〇〇疋以降元禄六年の二五〇〇疋まで毎年多数納入している（「和州志」上）。

(8) 「奈良曝古今俚諺集」。

三 青苧問屋・中買の構造

さきにふれたごとく、青苧問屋・中買は奈良晒布の原料たる青苧を取扱う商人である。

中世における青苧の産出地は主として越後であつた⁽¹⁾。越後の上杉氏が会津に、ついで米沢に移るに及んで、青苧の栽培も米沢・会津に移り、越後苧の産出がおとろえ、近世においては青苧の生産はほとんど最上、米沢、会津などの東北に限ぎられるにいたつた⁽²⁾。奈良晒布の原料苧は、その初期より専らこの東北産のものが用いられたと考えられる⁽³⁾。青苧の東北からの奈良への搬入水路は主として、酒田より舟積し、敦賀に陸上げし、湖上水運により大津から京都へ、さらに木津川舟運によって京都から山城木津へ荷上げし、奈良へ輸送するというようであつた⁽⁴⁾。

こうして奈良にもたらされる青苧の荷受問屋として青苧問屋・中買があつたわけである。青苧問屋・中買の機構は近世の間屋中買制度一般とかわらないわけであるが、青苧の取引方法と共にその組織を一応説明しておこう。元文二年（一七三七）の「布方一卷覚帳」⁽⁵⁾によると、まず青苧苧には蔵苧と商人苧の区別があつた。蔵苧といふのは、いうまでもなく上杉藩の蔵苧であつて、その取引方法は「蔵苧之儀京都町人坂倉太郎左衛門ト申者有之例年致世話此者下支配当地ニ而餅飯殿町大黒屋六右衛門貳拾五六年已前々取捌仕候」とされている。すなわち、蔵苧がさきの輸送路で京都より舟廻にて来るとそれに付添つて上杉藩の役人ならびに坂倉太郎左衛門が奈良にきて大黒屋で入札する。入札は一ヶ年に、二月、四月、六月、八月の四度であり、年初の二月には荷をみてから入札するが、あとの三回は二月の荷を基準として入札する。青苧の入札には五名の「青苧口入者」があり、彼らが

入札を取集めて六右衛門のところに持参し、そこで役人ならびに坂倉立会で開札し、落札者へ木津より直接に荷を送付けるという仕組であった。この五人の口入者には、青苧一箇につき銀二匁宛上杉藩より賃銀を出していた。世話人の大黒屋六右衛門もまた「世話料」として坂倉太郎左衛門より、「青苧荷数多少」にかかわらず一ヶ年に「銀子少々宛」うけとっている。なお、落札者との間の代金受払の方法も規定されている。

ところでここで注目されるのは、藏苧の入札には、「此藏苧之分中買之制無之候」（正徳二年六月の「覚」⁽⁶⁾）といわれ、またずっと後の文化十一年（一八一四）の文書であるが、「御藏苧之儀者素人共直買仕候而も不差支」⁽⁷⁾とあるごとく、問屋、中買にかぎらず素人共自由に入札に参加できたことである。つまり藏苧は荷受問屋仲買の独占的支配をうけなかった。こうしたことが何時どのようにして成立したのか明らかにすることはできないが、おそらく問屋制の成立もみない相当早い時代にいわば初期藩専売品としてそうした形態を確立したものと考えられよう。⁽⁸⁾藏苧の制はのちにものべるが幕末に至るまでつづけられるのであるが、青苧問屋中買の独占をゆるさなかつたことは、上杉藩としてその販売に有利な立場をしめていたといえる。そのため青苧問屋、中買はつねに藏苧の拡大に反対する立場に立たざるをえなかつた。このことについては改めて後にのべる。

もちろん、たとえば、上杉藩は宝暦十年（一七六〇）四月に、青苧中買とおもわれる鮎屋長次郎、九兵衛より「藏青苧拾駄」を引当てとして銀四貫五百匁を借り入れているのを見ると、藏苧の落札においては青苧問屋とくに中買が実質的な力をもっていたのではないかと考えられる。

こうした藏苧にたいして「商人苧」がある。この商人苧も東北（最上、会津、米沢）より差越されるものであったが、「尤右両所より直着又者奥州仙台会津勢州江州越後加賀其外京大坂堺等之売人共方江も買登せ」―「当地青

苧問屋四人」「右之者共方江商人直ニ参リ又者手代を以送り荷物ニ而差越候も有之候」とされている。すなわち産地商人（在方荷主）ならびに各地苧商人によって奈良に売り込まれるわけである。そして右の問屋より青苧中買（当時二十二入）が買取るが、問屋は荷主より銀一貫目につき二十匁宛の口銭を請取るといふ仕組であった。この商人苧の取引は右の如く青苧問屋・同中買の独占するところであつて、また問屋は中買の外に直売することはいふまでもなく禁止されていた。

青苧中買については「布方一卷覚帳」はつぎのような説明を与えている。

(一) 青苧中買が当国并山城河内播州江州伊賀或者加賀江茂売捌此口銭定リ無御座ハ尤国々ニ方紮續出候所よりハ青苧と直段積リ合引替候儀茂御座ハ

(二) 青苧中買が当地漬苧屋并布詛屋江売捌候布詛屋より者青苧代布ニ而引替候儀も御座ハ

(三) 青苧中買之外商売致候者在之候共是者中買手前方青苧買請致渡世候

ここで注目すべきことは、奈良に着荷した青苧は中買の手によって単に大和のみならず、山城、伊賀、河内から江州、播州、加賀まで売捌かれていることである。これらの国々では紡績工程（紮績）がおこなわれるのであるが、奈良の青苧中買を通して原料苧を仕入れていることは青苧中買の商圏ならびに青苧の商品流通を考える時問題となる。それらについては後にふれるが、この青苧中買は、正徳四年（一七一四）七月二日の文書によれば、すでにその時、①「春日講」と名づけた仲間組織をもち、毎年五月二十二日、九月二十二日の両度に寄合をもち、②毎月十三日には方角毎に選出した肝煎十名および月行事二名の寄合で諸事打合せ、③月行事費用その他仲間入用金の分担をきめ、④青苧掛目は毎月の月行事が改めるとし、中買現在員四十二名の外仲間員を増加しない、

年	代	問屋	中買
貞享4年	1687	6	
元禄13年	1700		41
正徳4年	1714		42
享保10年	1725		26
元文2年	1737	4	22
寛政12年	1800	3	14
文化5年	1808		12
" 12年	1815		10
" 15年	1818		12
文政4年	1821	4	10
天保4年	1833	*4	8
弘化2年	1845	3	7
嘉永4年	1851		5
安政2年	1855		5
明治2年	1869		**5

*うち休1

**うち休2

らびに中買の人数は右表のごとくである。⁽⁹⁾この表をみればわかるように元文二年で最盛期の二分の一に減少しており、さらに幕末にいたるまで漸減しているが、これは最初へのべた晒布生産の衰退状況と一致している。こうした衰退過程のなかで、都市商人としての青苧中買がどのような局面に立ちいたり、それに対してどのような対応を示したか次章以下でみてゆきたいとおもう。なお、元禄十三年の中買四十一人は郡山の一軒を除く外全部奈良町中に位し、問屋ももちろん奈良町中であつたことはいうまでもない。

(1) 新城常三「中世の信濃」史学雑誌、五七の五・六合併号。小野晃嗣「三条西家と越後青苧座の活動」歴史地理、昭和九年二月号。

(2) 西脇新次郎「小千谷縮布史」。

(3) 「奈良曝古今俚諺集」は来由からいえば奈良晒布も大和産の苧がつかわれたようにしているがもちろんそういうことはありうる。年代不詳の上杉藩関係文書に「夫々青苧荷為登慶長八九之頃漸十駄内外之由右青苧御売弘之処御利益有之……年

また名前を譲渡しないというごく強固な株仲間を結成している。問屋との関係についてはさきにもいったが「右中買之外問屋へ直売渡被致候者其問屋へハ一切参問敷事」としている。青苧問屋・中買の株仲間組織の存在は、知りうる文書では元禄十一年（一六九八）より遡ることはできないが、おそらく近世の早い時期にそうした仲間組織が成立していたものと考えられる。青苧問屋な

増次第。次。第。に。駄。数。相。付。益。申。様。ニ。罷。成。申。事。」とあり、これはこの文書の他の部分から明確にしうるように、のちにのべる上杉藩蔵苧のことをいっているのであるが、慶長八、九年ごろから奈良への出荷がふえていったことをしめしている（この文書は立命館大学大学院森谷克久氏より教示をうけた）。寛政元年（一七八九）の「南都布さらし乃記」に「年経てのち上総・下総の国より作り出せり、今又羽州蝦上米沢より奈良の間屋へ積登せ……」とあるが、上総下総云々はよくわからない。

(4) 「青苧為登初之次第組外方宰領ニ而陸路為御登其余者当表御用達西村久左衛門引請ニ而米沢方伏見迄舟積賃錢ニ而……酒田出し敦賀廻シニ相成候節諸問屋江船賃御取極ニ罷成候事ト被存候」（前掲上杉藩関係文書）とあり、また「敦賀郡誌」等参照。

(5) 奈良学芸大学所蔵旧田村氏所蔵文書。以下の蔵苧および商人苧の記述は主としてこれによる。

(6) 旧田村氏所蔵文書。

(7) 文化十一年十月日「乍恐別紙御願奉申上候」一札。旧田村氏所蔵文書。以下特に明示しないかぎりは旧田村氏所蔵の青苧中買関係文書による。

(8) 註(3)参照。

(9) 旧田村氏所蔵文書、前田家文書その他より作製。

四 生布中買の性格

都市商人としての青苧中買の、とくに近世後期におけるあり方をみてゆくさいに、問題は主として生布中買との対抗関係において展開するので、ここでまず、生布中買・布誂屋の性格を明らかにしておきたい。

奈良晒布の生産は奈良町中の都市工業としてその成立をみたと考えられるが、近世初期生産量の増大とともに、⁽¹⁾

急速に奈良周辺の農村地帯にひろがった。初期においては、織立てられた生布は女数合が蔵方に運び、あるいは「寛永年中比までは生布縷布共に織屋より直に問屋・蔵方へ持来り又は女牙姿など持来りしと也」⁽²⁾といわれているように在方の織屋自身がその製品を蔵方・問屋に搬入した。つまり直接生産者自ら原料を仕入れそれを販売するという仕組であった。それがつぎのように変化する。「其後織屋紮屋を巡りて買出し、或は通町の小店などに早朝中買同士三五人、二三輩宛待居て田舎辺より持来る一疋二疋の布を買出し或は織屋に経緯を渡し誂へ織せ、近き田家を廻りて買出しなどして問屋蔵方の店へ売商ふ」生布中買ができ、また在郷にも「縷布を大皮籠に入荷なはせて夜をこめて奈良に來り、問屋蔵方などの表軒下に明るを待ちて商ひける」田舎中買も成立してくる。それと共に、蔵方が晒問屋、あるいは中買に転じ、ここに生布中買が多数できてきた。⁽³⁾それは大体、寛文―元禄のころである。寛文五年（一六六五）に奈良奉行によって数合頭―生布中買頭三人を設け、「数合札」を發行することがきめられた。⁽⁴⁾この生布中買にはその成立の事情によって、中買（生布中買）、紮屋中買、抱方中買、問屋蔵方抱中買、在中買の区別があり、⁽⁵⁾元文二年の「布方一卷覚帳」では上表のごとく合計六二六人となっている。

問屋、蔵方などの抱中買はそれらに直屬している非独立の中買でありやがて消滅し、紮屋中買はおそらくもとは織屋に対して紮ばかりを販売するものであったが、当然布誂をし生布を売買するようになるもので、寛保三年（一七四三）には、生布中買、紮屋中買の名称をすべて「生布数合」として業態を同じくし、⁽⁶⁾中買は地域的に当地中買と在方中買との二種になった。宝曆三年（一七五三）の生布数合総数五七七人、うち当地中買四六一人、在方中買八七人であった。⁽⁷⁾

元文2年中買数

中買の名称	数
中買(生布中買)	352人
紮屋中買	138人
抱方中買	23人
問屋方抱中買	13人
在中	100人
計	626人

こうした生布中買の性格は、いわば機織しない織元といわゆるべきものであるが、近世後期におけるこの中買の存在形態はつぎの文章よりうかがうことができる。

「私儀ハ生布中買并兼商ひ仕い者ニ御座候而大和山城伊賀境迄生布買出しに罷越候」(安政二年五月九日の口上書)

「私共儀者生布中買渡世のものに御座い処兼私共買入場所之義、大和伊賀山城国境村々ニ而布買入候儀ニ而奈良名産生布ヲ拔布不致様申合私共五人ニ限買入ニ罷越儀ニ而則当国之内東山中桃香野村月瀬村長引村尾山村石打村右五ヶ所始其外山城国田山村伊賀国治田村白樫村法花村大野木村高芝村大内村伊賀上野城下を始同領分同州東田原村西田原村右村々ニ而生布買入候場所ニ御座候」
「私共申合能々生布買入ニ罷越程能織おろしの布無き節ハ」
「無抱伊賀山城両国へ参り現銀を以多分他国結買入」
「右村々織屋方江現銀にて結売渡生布為織立買入申候義ニ御座候」
「御改革以前ハ私共五人江他国結凡三千斗も買入村々詛屋江売捌申候」
「是迄ハ大体一ヶ度ニ布二十疋斗も買入候儀御座い」(安政二年五月十日の口上書)⁽⁸⁾

これはのちにのべる生布中買の他国結直買問題に関係して生布中買から惣年寄に出された願上書であるが、これによると、中買は村々の織屋へ原料紬を売渡して生布に織らせこれを買入れるという織元であることがわかる。村々の織屋というのは、たとえば、南山城三十五名の織屋について「私共渡世筋南山城ニテ織出し候生平之儀者其仕草かせぬき者南都其外所々も買取織屋江遣し為織布ニ仕立候而問屋又者南都中買其外国々江先年も売来申候」
「山城生平之儀者在々惣百姓之妻娘下女等耕作之間之稼ニ而乍仮初此業を以先年も御上納御未進銀等迄相立并平常之渡世仕候」⁽⁹⁾とあるように、在村の織元である。生布中買はこうした在村の織屋に織元または直接に機先農民と結びついて原料芋紬の販売・支給ならびに生布の買入・賃織をおこなっている。

さきにあげたように中買には奈良市中の中買と在郷の中買があるが、布方中買は「在方ニ而織出候生布買出し当町問屋并中買共江も売渡申候」⁽¹⁰⁾とあるが、さきのごとき村の織屋と兼ねているものが多かったと思われる、それ

らはおもろん農商兼営であつたことはいうまでもない。その意味で在郷の商人であるが、生布中買の主流は当地および在方両者の中買の数の上からも知られるように都市中買であつた。生産者のという点からは在方中買の方により強い性格がみとめられるが、都市中買も前述からわかるように、奈良布方の中ではなお生産者的な中買商人である。そしてまた一方中買は「他所他国江生布買ニ参候共他所他国ニ而売買不申南都江持販り商売仕候様急度可申候⁽¹⁾」とされ、問屋に隷属しているようであるが、都市織元として自らも村々の織屋を問屋制的に支配しているという性格をもっている。したがって彼らは、織屋に対する支配権を拡大してゆくためには原料苧紬の自由買入をたえず主張し、その点から青苧中買とするとよく対立するわけである。

(1) 寛永十四年（一六三七）の「南都曝御改帳」（前田家文書）には「此時奈良町中ニ晒ヲ仕入候人数御改被遊候処三百六十余有之候」とあり、また貞享三年（一六八六）の「口上覚」（玉井家文書）には「当町中ノ者十ノ物九ツハ布一色ニ而渡世仕候」とあることから知られよう。木村前掲論文参照。

(2) 「奈良曝古今俚諺集」。

(3) 右 同

(4) 「布方一巻覚帳」。

(5) 右 同

(6) 工部局月報第三二号、明治一七年。

(7) 右 同

(8) 旧田村氏所蔵文書。

(9) 京都府加茂町、石井家文書。

(10) 旧田村氏所蔵文書。

(11) 「布方一巻覚帳」。

五 青苧中買の独占の強化

(4) 蔵苧をめぐる問題

最初のにべたように上杉藩蔵苧の取引には問屋・中買の制がなく、いわば自由に入札購入しうる立前になっていたので生布中買などもその入札に参加することができた。元文二年の「布方一巻覚帳」では、蔵苧と商人苧の奈良入荷量は年間蔵苧五〇〇駄、代銀約三四〇〇三五〇貫、商人苧一四〇〇駄となっている。入荷総駄数に対し蔵苧二六%、商人苧七四%、蔵苧は商人苧の三分の一となっている。この元文二年の数字以外に両苧の入荷量の比率は知ることができないが、前記の如き取引法であるから、青苧問屋・中買は蔵苧の増大に対しては反対した。青苧屋中の「万覚帳」によると、元禄十一年(一六八八)「御蔵苧之制改り申候」とある。⁽¹⁾どのように取引法が改正されたのか内容はわからないが、それに対して「先年之通ニ御出シ被成候様」にと交渉したが不調になったのか、青苧屋中は一切蔵苧を買わないことを連印している。おそらくこのときは蔵苧の現銀買が藩側より提案され、それに晒問屋ならびに青苧中買中の多田屋五郎兵衛、同善五郎は同調したが、青苧屋中として「蔵苧一切買申間敷」と蔵苧をボイコットするという手段で反対している。その結果はよくわからない。

ずっと降って文化十一年(一一八四)に織田蔵苧に関する一件がおこっている。⁽²⁾それは同年羽州天童の織田藩ではその蔵苧を南都表に差登らせ城戸町日野屋喜右衛門方で入札し売払おうと計画した。それについて奈良奉行

から青苧問屋・中買に差支有無が尋ねられた。青苧中買はそれに対して、(1)それは新規の儀である、「御蔵苧之儀者上杉弾正大弼様御蔵苧ニ相限り外諸家様方之御蔵苧有之候儀者承り伝へ不申候」もし織田蔵苧をみとめれば、「此上外諸家様方にも御同様之御振合出来可申義ニ付」こまる。(2)これまで蔵苧に商苧を紛し商内うものがあった。城州その他近在の他国商人が商苧を蔵苧に紛らせ入込ませてくるが、織田蔵苧の奈良入札がはじめられるとそうしたことが一層はなはだしくなるというのが織田蔵苧反対の理由であった。そうして、翌文化十二年六月十五日の答申書では、「是悲共御蔵苧御当地ニ御登セ入札御払不相成候而ハ御差支ニ相成候ハハ御当地青苧問屋へ御荷着之上入札御払之義被仰下度奉願上候」といつている。織田蔵苧奈良入札に対するこうした青苧問屋中買の反対は、いうまでもなく、藩専売にたいする反対である。蔵苧が「素人直買不差支」というものであったから、蔵苧の増大は青苧問屋・中買の荷受問屋資本としての特権を縮少することになるからである。こうした反対が功を奏したのか、史料のうえでは織田蔵苧の奈良入札はその後もみられておらない。同じころ即ち翌文化十三年（一八一六）上杉蔵苧の取引方法の改革案が藩側より提出されている。⁽³⁾すなわち蔵青苧荷物を蔵元方へ送っておき、入札より入札までの間（入札は年四回）月六ヶ度宛一駄片馬にても望むものに蔵元より貸渡す、支払は六十日勘定で仕切をし入札値段で皆済する、そうすれば「布職方のもの手元相応」に買取ることができるという方法であった。この改革案に対して青苧中買は「上杉様御蔵苧之儀者先年之御蔵元おみて入札御払ニ相成候ハハ入札前ニ御番所様江御届在之候度毎私共御蔵元江罷越御蔵苧入札落札ニ相成候上ハ私共之諸方江売捌キ候儀先規より仕格ニテ連綿相續仕罷有候」というのが実情であったのに、右のようでは「青苧問屋同様之御仕法」になるとして絶対反対の態度をとつてゐる。

右の文化度の史料がしめしているように、青苧問屋中買は、蔵苧取引法の改訂あるいは織田蔵苧の新設に反対したのである。周知のように幕末になると各藩では領主権力による国産専売仕法をとるが、右にしめたごとく上杉藩ではすでに古くからそれをおこない、その貢租専売品が殆んど奈良におくられていた上杉蔵苧の販売に有利な方法をとろうとしたものであり、天童織田藩はのちの安政二年（一八五五）に紅花専売仕法を実施するが、⁽⁴⁾すでにそれよりも早く青苧専売をおこないその藩営商業を開始しようとしたものであるが、そのいずれも失敗しているわけである。このばあいもちろん両藩とも奈良において蔵元商人をつくっているのであるが、それらは結局青苧中買の青苧支配権をおびやかすものとして成就せず、奈良奉行また青苧中買の特権を擁護したわけである。そのさい生布中買の立場はむしろ両藩の方針に同調するものであったと考えられる。さきにもふれたように、十九世紀にはいると奈良晒布の生産はいよいよ減退するが、奈良晒布不捌を克服してゆくためには生布中買など原料苧紬の低廉かつ自由購入を主張したが、青苧中買は新規取扱こそかえって商法を乱しそれが衰退の主要な原因だとして右のように反対したわけである。そして蔵苧の件に関しては特権商人としての青苧中買側が勝利したとみるべきである。

なお、さらに降って元治元年（一八六四）上杉藩は蔵苧を伏見で入札するように計画したが青苧中買は旧来どおりの入札方法をとるように申入れている。⁽⁵⁾商人苧については、問屋・中買は幕末にいたるまで荷受独占を強く維持しようとしたことはいうまでもない。

(四) 他国紬をめぐる問題

蔵苧・商人苧として青苧が奈良に入荷していたが、紮績のかたちでも入ってきていた。貞享四年（一六八七）発行の「奈良曝」に「かがかせ間屋」二軒、「河内かせ間屋」一軒をふくめて十四軒の「ぬきがせ間屋」の名があげられている。⁽⁶⁾このぬきがせ間屋というのは青苧中買のことと考えられるが、これから加賀紮績、河内紮績などの他国紮が早くから入荷していたことが知られる。「布方一卷覚帳」には「当国江紮績入込候覚」として「大和紮（績）、山城紮績、河内紮績、伊賀紮績、加賀紮績、播州姫路紮、右国々々当地江青苧中買紮屋布詠屋へ買取候、尤青苧中買江青苧代ニ紮績請取申候而当地并山城木津布詠屋江売捌候由」と書かれている。そうした国々は紮産地として青苧中買からも青苧を売り、その代金替りに紮績を受けとっていた場合もある。それゆえここで問題になるのは、そうした他国紮が大和紮にくらべて増加してきたことからくる状況である。いうまでもなく大和紮は、青苧問屋・中買を通して入荷された青苧が奈良町中ないし大和国内村々で紡績されてつくられる紮である。そうした大和紮の生産に関連して元文二年には漬苧屋二〇軒があり、⁽⁷⁾さきに行った紮屋中買などもあったわけである。ところでこの大和紮については原料苧は右のように青苧中買が掌握しているので、すでに享保十年（一七二五）に「新規ニ紮問屋之儀御願申上候衆中」があつたが、青苧中買は、中買商売の指構になるとしてこれに反対し、「大和紮問屋」は許可されなかつた。⁽⁸⁾また近国―伊賀―山城―の他国紮についても、「当国同上に而青苧与仕合うり買致候物故別段紮問屋と申向無御座」⁽⁹⁾であつた。

ところがその後他国紮の奈良入荷が多くなつてきたので、青苧中買はその独占をはかろうとして、寛政九年（一七九七）に「他国紮問屋」の設立を願ひ出ている。その間の事情はつきのごとくである。「御当地紮績之儀ハ是より南大和國中ニテ太方出来候処其節ニハ次紮之分ハ加州金沢地廻り并浜方ニテ出来来り績ハ伊州播州より出来

来り右紮續捌口之義ハ加賀紮〔注青苧中買〕ハ私共へ買受、当国紮ハ誂屋方へ直ニ売ニ参りも有之候得共大かたは青苧中買へ買取青苧ハ此方々売渡シ」ていた。「往古ハ大和紮出来無数ニ相成近年ニ而ハ至而減少仕大和紮ハ一・二分斗ニ而他国紮ハ八・九分」になり「伊州加州越州其他国紮續多買入候」ようになった。それゆえ「他所紮入込不申候得ハ当所生布出来も無数ニ相成」るから、他国紮續問屋株をつくつて、「他国々入込候紮續ハ紮問屋々外直買急度御法度ニ相成候ハハ紮仕入国元誂屋中共末々ニ至」りさしつかえなく土地繁栄するから、これまで紮續を取扱つてきた自分たち青苧中買に紮續問屋株を認可されたい。とくに他国紮の増加に伴い中買₁₀誂屋衆中も直買したり、また他国紮屋なども入込直売するから、いよいよ仕切口が不同かつ六ヶ敷しくなっている。それでこれまでの春日講中のものが冥加金を出して他国紮問屋株としたいというのがその願意であった。この申請は認められて、寛政十一年（一七九九）に青苧中買は「青苧中買紮屋」と名称を改め、年頭八朔の冥加金も旧来より増加している。

こうして青苧中買は他国紮についても、独占的集荷、売買権を獲得したのであるが、他国紮の増加はいうまでもなく大和以外とくに近国に紮商人の成長をうながし、彼らが奈良を経由せずして青苧を直接に仕入れることと平行する。それで青苧中買は青苧の販売についても他国紮商人を排除し、自己の独占権を維持しようとした。文化九年（一八一二）六月、伊賀で紮商人宮川忠次郎、平野屋茂兵衛の兩人によって羽州より直接青苧を買取り「青苧紮問屋」を設立しようという計画を立てられたのに対して、青苧中買は「往古々青苧者南都表青苧中買中々伊賀表紮屋へ買取当所〔注伊賀〕ニ出来立候紮者南都表青苧中買中江売捌双方互ニ売買渡世仕来り候」というのが先規であるので、右躰のことは往古よりの仕来りを崩すものであるとしてその計画をつぶしている。¹¹そしてさらに文化十五

年（一八一八）正月青苧中買船屋八名はつぎのような仲間規約をつくっている。すなわち「近年諸国より伊賀表江多分青苧売込候様」だったが、それでは当地不繁昌になるので、以来は先規とあり、現船を仕切ることとは絶対しない、伊賀表より船八千船買入れれば必ず青苧一駄を売りつける（但し四千船では青苧一固、二千船では半固）。もし違背して現船のみ買入れると積立銀三〇〇匁を中間一統に没収する⁽¹²⁾。そして文政二年（一八一九）十二月青苧中買船屋は伊賀船屋中（上野町一九、在九合計二八軒）と「先規より御契約之儀有之候処近頃、狼、ニ相成候故、此度相改、御熟談仕候」結果つぎの協約を結んでいる。①船は全部奈良青苧中買中間に売る。②船代銀支払方法は青苧代差引き残りを銀子正味取引とする。③青苧は全部奈良青苧中買より買う。他の国の青苧値段とは格別下値にしてほし⁽¹³⁾。

このように青苧中買は伊賀船に対する支配力を維持強化しようとしていったが、なお奈良よりする青苧売込みまた伊賀船の入荷減少を防ぐことはできなかった。それで文政四年（一八二二）十月には、青苧問屋自身伊賀に青苧を売込み、伊賀船を取扱いたいと計画したが、それについて青苧問屋・中買の間で、問屋より伊賀表へ試験的に文政四年十月より三ヶ年間、直接に青苧の商内にゆく、しかし問屋は船は取扱わないし、青苧代金のかわりに船を受取るようなこともしない、青苧中買はこれまで通り青苧・船の両方を取扱うという内容の協定を結んでゐる⁽¹³⁾。

他国船に対する青苧中買の対策は単に右の伊賀船のみではない。山城木津の船屋商人に対しても同様の態度を示している。さきに行った寛政十二年の青苧中買船屋株の設立は直接には木津船屋の南都生布中買への直売を排除するためであった。越中船については、さきにふれたようにその取引は早くからおこなわれていたものと考え

	天保元年	天保2年
伊賀紬	269,300	157,250
越中紬	118,960	111,890
加賀紬	1,800	/
計	390,060	269,140

(注) 天保2年は1~10月分

られるが、文政六年（一八二三）に「越中今石動紬屋仲ヶ間」が成立して南都青苧中買紬屋と越中よりの送荷および代金支払方法について協定を結んでいる。⁽¹⁴⁾ 加賀紬については、天保七年（一八三六）二月、大阪の鎰屋善兵衛（手代は同店の八幡出店北村和助）が加州産物一手引受けをおこなうに際して加賀の南都向紬は一切青苧中買が買占めることを、善兵衛と青苧中買で取極めている。⁽¹⁵⁾

天保元年および二年の青苧中買紬屋の他国紬取扱高は上表のごとくなっている。他国紬のうち伊賀紬が天保元年では全体の七〇%近くになっているが、寛政十二年の伊州表への青苧販売高二五〇駄⁽¹⁶⁾（八〇〇〇紬一駄とすれば二〇〇万紬）に比較すると約一三%位に減少しており、そうした衰退状態のなかで、青苧中買紬屋としては執拗に他国紬の独占支配をいろいろの形ではかっただけである。

㊦ 他国布への圧迫

他国紬の発展はそれぞれの国元における麻布生産の成長発展をうながすものである。それは一方では奈良晒布の捌方に悪影響をあたえ、また他方青苧・紬の奈良入荷の減少を来すようになる。近世後期において奈良晒布の当面的問題は、布捌方をいかに拡大するかと同時に、青苧元草の払底したがって元草高値をいかに防止するかであった。後者のために青苧中買紬屋はすでにみたように先規旧来の株仲間の特権によりかかりながら旧来の流通径路を強化することによって原料苧紬の確保にあたらうとしたわけである。蔵苧の拡大反対もそうした見地に立っておこなわれたわけである。前者については青苧中買だけの問題ではないが、生布中買・晒間屋

をふくめた奈良「布方」として奈良以外の晒布生産に対する圧迫という形であられる。そのことをここにのべておく。

南山城地方に布織がはじまったのは、相当早い時期であつたと考えられる。すでに正保・慶安の頃に木津に晒屋が出現しているし、⁽¹⁷⁾貞享三年（一六八六）に同じく木津に十八人の生平問屋株、十四人の晒屋株が定められ、「奈良布を木津へ買不申、木津を奈良へ堅ク売敷旨被仰付」晒改印朱印墨印を京町奉行よりもらっている。⁽¹⁸⁾木津郷生平問屋は、大路村五、千童寺村二、枝村一、上狛村三、祝園村三（他に休株四、延享二年（一七四五）現在）と分布し、晒屋十四人は木津郷九、京都二、かも川一と京都の晒屋も入っているが、⁽¹⁹⁾明らかに在郷の問屋商人である。こうした木津晒布商人の成長は奈良晒布に早くから影響を与えたことは「然処去年以前より山城木津ニ布問屋、晒屋出来仕当所之市場ヲ引取布商売仕山城江買取申ハ故当所之商売ハ日日におとろへ町中迷惑仕ハ」と貞享三年（一六八六）にいわれていることからもわかる。⁽²⁰⁾延享二年（一七四五）七月の木津生平問屋・晒屋の訴状によると、⁽²¹⁾「南都生平問屋・中買共々木津郷生平問屋共可取潰工を以て」南山城の村々布織屋へ布を買いに廻るので、木津の生布問屋に布が集らず商売の手支になるから御公儀様より「南都へ布売之儀相止メ呉候様」「南都表者勿論何方へも布抜売直売不仕」ようにしてほしいと訴え出ている。これに対して「城州木津・加茂・瓶原三郷」の織屋三十五人は旧来から南都其外国々へ売っているのだが、木津問屋はかつての十八軒のうち現在は六、七軒にへつており、その木津問屋だけにしか売れないとなると販路手狭になりこまるといって、木津問屋にも南都生布中買にも自由に販売しうることを主張した。この年の問屋・織屋両者の争いは双方より願下げておそらく現状維持で和済したようであるが、六年後の寛延四年（宝暦元年・一七五一）四月木津生平問屋より南都奉行へ、

最近南都仲買が多数山城に入込むので、それを禁止してほしいと訴え出ている。そしてこの訴出と前後して同年三月ごろより木津問屋は生布の不買同盟をおこなった。それで奉行所はこの訴状の吟味中、宝暦二年(一七五二)二月より「南都数合山城江生布買ニ立入」るのを十八人に制限し、その他の立入りを一応差留めた。これに対して宝暦三年から四年にかけて織屋らは京都役所また南都奉行宛、南都数合(生布中買)が自由に山城に立入るようしてもらいたいと屢々願ひ出ている。この結末はどのようになったのか史料のうえではわからないが、これは結局は南山城の織屋をめぐるの木津問屋商人と奈良布方とくに生布中買との対立であったわけである。自由な市場を求める織屋―生産者の立場は木津問屋の自己に対する独占支配を排除しようとしているものであるが、排除の成功はかえって奈良生布中買の支配下に入らざるをえなくするものと思われる。山城の織屋と、本来はそれを背景にして成長した郷問屋商人が結合して都市商人としての奈良布方の支配を打破する方向が出るならば、そこに木津晒布の発展が期待できるのである。その後文政五年(一八二二)奈良布方より木津晒布の印判が奈良に類似のものをつかつているからとりやめるよう奈良奉行に願出している。⁽²²⁾「南郡」(山城の南の郡という意味)というこの類判は同年五月京都町奉行より禁止されている。これは晒布の市場はほとんど三都にかぎられ、奈良晒布の声価が伝統的であるところから、とられた策であろうが、木津晒の非自主性をあらわしており、そのことのためかえって奈良布方の圧迫をうけざるをえなかったのであろう。なお、宝暦十二年(一七六二)京都で、高倉二条上ル伊勢屋喜助なるものが「晒商人改会所」(晒(荷受)問屋)の設立をはかったが、これに対して奈良布方は反対し、一旦許可されたのをつぶしている。⁽²³⁾

伊賀晒についても同様な対策をとっている。文政五年(一八二二)藤堂藩をつうじて伊賀晒判をとりあげ、さ

らに天保六年（一八三五）七年にも重ねて類判だとして印形を改めさせている。⁽²⁾ これらの例から知られることは、山城・伊賀等在郷に成長してきた晒布の発展を奈良布方は領主権力¹¹奈良奉行に守られた特権商人として抑えつけようとしていることである。こうした他国布庄迫に対してはもちろん奈良布方は晒問屋も生布数合も青苧問屋中買も一致した歩調をとっているのはいうまでもない。他国布がそうした発展をはばまれたのは、さきにもふれた晒布の製品市場の構造とまたその生産形態とが関連している。それはもちろん同時に奈良晒布自体の問題でもあるが、それらについては後にのべる。

- (1) 旧田村氏所蔵文書。
- (2) 右同。以下この一件についてはすべの旧田村氏所蔵文書による。
- (3) 旧田村氏所蔵文書。
- (4) 伊豆田忠悦「紅問屋再興と羽州織田藩の紅花専売仕法」、地方史研究、八の二。
- (5) 旧田村氏所蔵文書。
- (6) 「奈良曝」大和国史会発行。
- (7) 「布方一卷覚帳」。
- (8) 旧田村氏所蔵文書。
- (9) 右 同。
- (10) 右 同。
- (11) 右 同。
- (12) 右 同。
- (13) 右 同。

(14) 右 同。

(15) 右 同。

(16) 右 同。

(17) 前田家由緒書。

(18) 前出石井家文書。なお「和漢三才図会」（正徳三年刊）に「山城木州晒」、「高宮布」がのっており、「万金産業袋」

（享保十七年）に「木州曝布」が記されている。

(19) 石井家文書。

(20) 奈良玉井家文書「貞享三年口上覚」。

(21) 石井家文書。

(22) 旧田村氏所蔵文書。

(23) 右 同。

(24) 右 同。

六 青苧中買と生布中買との対抗

(1) 生布中買の青苧直買問題

奈良晒布内部の矛盾の一つは青苧中買と生布中買との間の原料苧紬直買問題としてあらわれている。さきにものべたように、生布数合（中買）には当地Ⅱ市中中買と在方中買があったが、その主流は当地中買であり、彼らは在郷の織屋より生布を買集めて、これを晒布問屋に販売するという経営形態をとる中買商人である。彼らは

近世後期における都市商人（奥田）

「機織せざる織元」であつて、いうまでもなく在村の織屋を販売市場から遮断すると同時に、原料市場よりもたちきつて、それを問屋制的家内手工業として支配しようとした。近世後期にはそのような性格をつよめていった。そのため生布中買は原料芋紮の直接購入 \parallel 直買をはかることにおいて、たえず青芋中買と対立したのである。奈良晒布の原料芋紮が遠隔地の特産農産品であり、原料生産地と機織地帯とが冒頭にのべたように全く分離していることから荷受資本としての青芋中買の原料支配が比較的容易であり、それだけに生布中買のそれを排除しようとする対立が激化するわけである。

青芋直買売の問題で、史料のうえにまずあらわれてくるのは、問屋と中買との間である。いうまでもなく問屋・中買制にあつては、問屋が中買をさしぬいて直売することは違法とされている。元禄・享保ごろの史料では青芋中買より問屋へ、中買の外一切売らないようしばしば申入れている。例えば享保七年（一七二二）四月の青芋中買の規約では、問屋へ直売禁止の申入れをおこなうと同時に、問屋に頼まれて中買の名前を借してはならぬ違反すれば春日講より除名するときめており、あるいは享保十六年（一七三一）三月には近年直売らしき問屋売があり、四軒の問屋へ名前を借すことを重ねて禁止している。⁽²⁾このように問屋の直売禁止がしばしば申入れられているのは、そうした事実が相当あつたことを示しているが、問屋の直売先は生布中買などであつたと思われるが、元禄・享保ごろは最初にのべたごとく奈良晒布の生産・販売はさかんであり、他国紮、他国布などいまだ多量でなく、紮ならびに麻布生産を奈良が独占していたところである。したがつて直買売の問題も、奈良に着荷した青芋をめぐつて問屋中買間にそうした問題があつたにすぎなかつた。問屋の直売の問題はあつたけれど、全般的には全原料芋を青芋問屋・中買の支配下におきえたわけである。

ところが十八世紀後半の宝曆、明和以降になると、前述のごとく紵においても大和紵にかわって他國紵が増大してき、山城、伊賀、近江その他諸國に晒布生産が發展してくる。そういうなかで、第一に原料苧紵をいかに低廉かつ多量に奈良に確保するかということがあり、第二に他國紵の支配権をめぐる問題があつた。そのため生布数合にとっては、原料苧紵を安価かつ自由に購入しようとする運動に刈りたてられる。生布中買は織元として、奈良晒布の衰退の方向を打破してゆくためには、原料苧紵が青苧中買に握られてはならぬのだから、そういう時点のなかでするべく青苧商人と対立してくる。つまり晒布、青苧市場の構造の変化が奈良の都市商人内部で対立を激化させてきたわけである。明和五年（一七六八）二月、生布中買の奈良奉行への出訴状に、³最近生布生産高は二〇万疋となり盛時にくらべて半減している。これは「青苧元方高直ニ相成候故」である。五、六年まえまでは青苧一駄につき銀三五〇匁位であつたが、二、三年まえより九五〇匁位にもなり、当春は新荷着後といえども七八〇匁以下にならない。これは青苧中買三名が青苧を買占めたためであるから、吟味のうえ右三名の青苧商売を差しとめられたいというものであつた。元草高値がこうした買占にもとづくものかは別として、これは青苧中買に対する生布数合の攻撃の第一歩であつた。

ついで寛政十二年（一八〇〇）一〇月生布数合惣代組頭二〇名の連印を以て青苧買元自由化について次のように奉行所に願出した。⁴まず青苧取引についての現状を①「國元青苧商人々荷物不残問屋迄為差出着次第」青苧中買以外は一切売らないから、また一固以下は売らないから手狭である。②近年京都に青苧問屋六七軒ができ、またかつて奈良から売っていた余國にも青苧商人ができたのは、青苧問屋中買の取扱が悪いため当地青苧値段が一駄につき二〇〇匁も高いからである。③当所生布中買は余國で下値に紵が買えないから是非なく当地青苧中買よ

り高値なるものを買わざるを得ず、それゆえ元付引合不申休業しているものも多い。④青苧中買は以前は三十余軒もあったのに、近年はわずかに十軒余（事實は十四軒）であり、そのため万事行届いた申合をしているから、われわれは取引に困る、とのべて、青苧商売望むものがあれば自由にできるようにしてほしい、布方数合札所持しているものは青苧問屋で中買の手を經ずに自由に買入れられるようにしてほしい、問屋に口銭を出すから生布中買が余国の青苧を自由に買入れられるようにしてほしいと要求した。この要求は事実上、問屋中買制度を否認する内容を含んでいる。これに対して青苧中買は同年十一月つぎのような反対答書を差出している。①問屋が中買以外に売らないのは制度上当然である、②京都の青苧問屋というのは主に上州苧麻を扱う苧商人であり、奈良晒布の原料青苧の問屋ではない、また他国に奪われまいよう努力している、③余国へも奈良から青苧を多数売っている。④一駄につき二〇〇匁も高いというのは誤りである。中買誂屋が休株のものができてるのは生布中買の取斗い方が悪いからである。生布の原材料費は極めて少ないから（二〇匁前後の布で五匁六分位、一二〇匁の布で十二匁余）青苧高値ということは理由にならぬ。⑤少数の問屋中買で統制を固めているというが人数がへつても過分の口銭をとることなく格別正直にやっている。⑥株仲間へは望むものがあれば何時でも加入させている。⑦生布数合が自由に問屋から買うということは問屋中買制を否定することになり容認できぬ。⑧余国にて青苧を買うということは「元來青苧之儀ハ他国ニ而商人所持致居いても何連御当地持込仕品」であるから、そうしたことはかえって他国に青苧商人をつくることになり新規混雜のもとになる。以上のような理由で青苧中買は生布数合の要求に反対した。

この争論はどういう結末がついたのかよくわからないが、さきに入ったように、この頃（寛政九年以後）青苧

中買は青苧中買船屋と組織がえして、他国船の独占集荷販売権を獲得していることをみれば、生布数合の青苧買元自由化の要求は貫徹できなかったと思われる。生布数合は織屋と直接し、直接生産と結びついている点で都市ギルドを否定する性格をもっていたと思われるが、結局、青苧中買の強い特権のまえに、後の史料からも推定できざるが、原料苧購入の自由を獲得することはできなかったといえる。

(四) 生布中買の生布販売自由の要求

生布中買は右の原料買元自由の要求と同時に他方生布の販売についても晒問屋とつぎの如く対立している。享和元年（一八〇一）二年の問題である。⁽⁵⁾すなわち生布数合は「晒布年々不捌」につき「数合共他所行手広ニ商ひ致候得ハ布売増ニ相成土地繁栄」すると中買自身が問屋をさしおいて販売したいと奉行所に願出した。奈良晒布の販売商人には晒問屋のほか「他所行商人」なる直接持行販売の小商人があったが、生布数合はこの他所行商人と組み、かつ自ら他所行商人たらしめたのである。これに対してもちろん晒問屋は「数合共問屋得意先迄商ひ致候而ハ」困ると反対し、享和二年（一八〇二）三月に、(一)問屋は未年（寛政十一年）以来の得意先名簿をつくりそこへは他所行一同行かない、(二)注文請問屋同様の事は決してしない、(三)このたびの問屋得意名簿の外新得意がふえれば、その名前を他所行に知らせ、その分は他所行の得意名簿よりけずる、(四)この兩三年間注文のこないところへは他所行がいつでもよい、ということと両者の間に和済をみた。この和済の内容では、「布不捌ニテ衰微之時節ニ有之候得ハ古格相守候而ハ不相成数合ハ問屋之得意先へも商ひ」という生布中買の要求は「是迄仕格之通」を主張する晒問屋によって否定されている。奈良晒布の衰退的状况の中であって、生布数合が生産および

販売の両方において、ギルド的束縛をやぶり積極的に行動しようとしているが、いずれもが、以上のごとく敗北しているわけである。

(ハ) 株仲間解放をめぐる直買問題

	生布数合の要求	青苧中買の見解
文化二年一〇月	中買よりの青苧が二ノ三〇〇匁も高値につき、口銭を出し問屋より直買したし。	青苧中買より誂屋へ代銀延縮の応対をもつて、いささかの口銭でうっている。新規之儀につき反対。
文化五年一二月	元草払底につき他国にて苧見付け次第買付けたい。但し問屋に口銭を出す。	反対
文政八年一二月	青苧上もの不足につき西在方誂屋より問屋中買に口銭を出し直買したしと大仲間に申出。	青苧問屋を通して買え、直買反対。他国に青苧あれば知らせては問屋に買わせる。

題は青苧元草払底ということであった。生布数合は右にあげたようにいく度も直買によって元草を入手しようとしたが青苧中買誂屋の反対にあつて、それを実現することができなかった。都市ギルド商人として青苧中買の規制力は依然として強かつたとみるべきである。

そうした中で周知のように天保十二年（一八四一）の間屋株仲間解放令が出された。奈良においては翌天保十三年（一八四二）三月十四日に発令されている。すなわちその日惣年寄、町代より解放令が通達された。これに対して晒布関係業者は「権現様之御由緒」ある当地第一の商売であることを申立てたが、もちろんとりあげられ

さて寛政以降生布中買が青苧購入について青苧中買と対立している状況は、史料で知られるかぎりを列挙すれば上のようである。⁽⁶⁾

幕末における奈良晒布生産の原料部門における最大の問

ず、結局、(一)晒間屋は問屋と唱えること相成らず、(二)大仲間、数合頭また組頭の名称の廃止、(三)三月廿一日に数合札引上、(四)新しく「布方世話人」をつくるとうかたちで株仲間停止令が実施された。この解放令に対して布方のうちにも「誠ニ歎ケ敷事ニ御座候」というものと、「乍併跡ハ手広ニ商内出来宜事ト申仁モ御座候」という二つの対応の仕方があった。⁽⁷⁾株仲間再興は奈良では安政元年(一八五四)四月におこなわれている。⁽⁸⁾

この株仲間停止、ことにその再興時に青苧中買と生布中買との間に青苧紬直買をめぐってはげしい対立が生じたのであるが、そのことをつぎのべたい。生布中買の元草買入自由⁽⁹⁾青苧、紬直買の執拗なる要求はすでにみてきたところであるが、株仲間解放は彼らにとって好機を与えた。「手広ニ商内出来宜事」としたのはおそらく彼らであったと思われる。したがって安政元年の株仲間再興にあたっては、生布中買の他国紬直買が重大な問題になった。まず青苧中買は、再興後、生布中買誂屋のうち手元よろしきものは他国紬を直買し、他所行商人また布類と交換で紬を買っているが、これ兼商売であり、また紬高値を結果するから、かかる直買を禁止してほしいと願出した(安政二年二月末日)。そのため奉行所は生布中買仲間、同誂屋に「其方共儀生布元草青苧紬之内大和紬ト唱候外伊賀加賀越中等都而他国出来之紬者青苧中買紬屋仲間之者ニ限り買入生布誂屋共ニ売込仕来候処近頃他国紬直買いたし遺用之余分を外々江壳渡候由於実事者商法猥ニ相成布方惣体商売筋衰微之基ニ付文化以前之通再興被仰付候趣相弁如前々他国紬者青苧中買紬屋仲間之外ニテ買入候儀を相止メ可申候」と申渡し、直買を禁止した(安政二年三月七日)。これに対して生布中買誂屋は根柢よく直買を願出した。その理由としたところは、さきにのべたところとかわらないが既往の多くの他国紬直買の事実をあげ、生布中買誂屋十六人より「他国紬直買につき」現在の姿を以て青苧中買に加入したいと要求した(安政二年三月二十四日、五月九日、五

月十九日）。青苧中買は、これも前と同じであるが、直買のため紮値段がつり上げられる、株解放中少々の直買の例があったが文化以前にはないから兼商売のままでは仲ヶ間に加入せしめられない。強いて加入したければ生布中買誂屋をやめよとした（安政二年六月十三日）。しかし惣年寄はこの件について兼商売のまま十六人の直買を許すべきである、但し十六人以上にはふやさず、紮値段を引上げないようにするという答申を奉行所に出したので（安政二年六月二十四日）、結局同安政二年七月十日、以前よりの直買の事実を認め十六人の青苧中買への加盟（新株として）を承認し、平六ら十四人は伊賀紮に限り、長八ら二人は北国紮にかぎって直買を許すことで両者の和済が成立し、奉行所もその旨を申渡している。もちろんこの十六人以外の直買は禁止され、また新株の譲渡はできぬとした。

安政二年のこの青苧中買と生布中買誂屋との間の紮直買をめぐる対立は、右のように十六人が紮直買が許されることによって生布数合側の勝利になった。しかし青苧中買紮屋はこの新株に対して、例えば年頭八朔礼金は中間一体として出しているので、別に右の十六人からは出さしめないようにしてほしいと奉行所用人中に申入れているごとく新株の独自の発展を押しやうとしている。

	慶応3年	明治元年	明治2年
伊賀紮	383,000 <small>紮</small>	316,700 <small>紮</small>	263,540 <small>紮</small>
越中紮	205,100	174,500	82,200

（注）明治2年は1～9月分

その後の青苧中買紮屋のうごきについてはそれをしめす史料がないのでよくわからない。明治維新により惣年寄の廃止があり、明治二年三月商法大意により株仲間が解散された。この前後の青苧中買の他国紮取扱高は上表のごとくになっている。¹⁰⁾ さきに示した天保元年、二年のそれよりもむしろ増加しているのは、青苧取扱量とあわせてみなければならぬが、維新当時においても、すでにのべたごとく生布数合よりの侵蝕はあったとはいえ、なお青苧中買が原料紮の

掌握に根強い力をもっていたことを考えせしめる。維新後の奈良晒布の産額は明治七～九年では一ヶ年平均一九〇〇疋、一〇～一三年では二五〇〇〇疋となつており、幕末の四・五万疋にくらべても減少している。原料苧もそのころには野州産麻あるいは南京麻紬が用いられるようになる。⁽¹²⁾

(1) 旧田村氏所蔵文書。

(2) 右 同

(3) 右 同

(4) 右 同

(5) 右 同

(6) 右 同

(7) 「永代録」(奈良協戸町の町代記)。

(8) 旧田村氏所蔵文書。

(9) 右同。以下この直買問題についてはすべて同文書による。

(10) 旧田村氏所蔵文書。

(11) 右 同

(12) 右 同

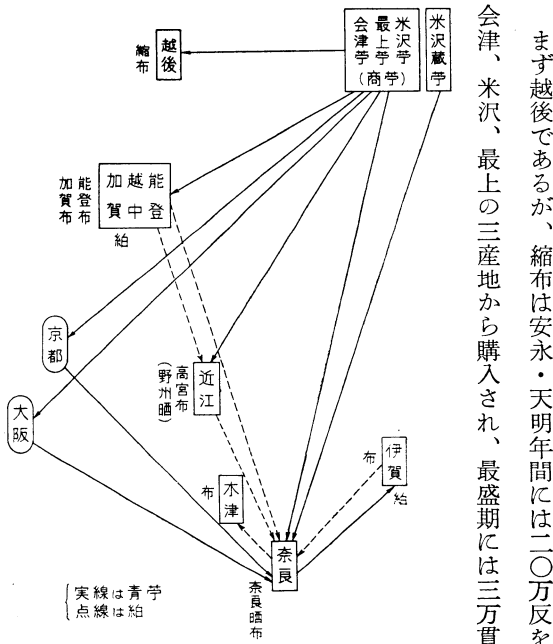
七 青苧市場の構造と都市商人

奈良晒布はすでにみたように晒問屋および他所商人によつて主として三都の呉服商人に販売せられる。武士

および都市上層の高級衣料品として都市にその販売市場をもっていた。この性格は幕末にいたるまでかわっていない。奈良晒布が不捌になった文政五年（一八二二）、奈良布方は江戸に晒布直売場を奈良奉行の支援をえて開設しようとした⁽¹⁾。この直売場開設計画は結局は、江戸呉服問屋が旧来より五〇〇〇疋買増することによって（計二万一千疋となる）願い下げして実現はしなかった。あるいは、幕末のころ武士町人に奈良布以外の晒布を用いないように、奈良奉行より工作してほしいと願い出ている事実がみえている⁽²⁾。これらのことは、領主権力に結びついて都市市場を拡大しようとしたことを示している。もともといわば高級衣料品である奈良晒布では都市市場以外に農民的な地方市場を開拓してゆける性質のもでなかった。木綿織なども在方また町方の問屋中買商人によって、いわゆる遠隔地間取引として全国流通市場に投入されるが、同時にその生産地帯を包含する局地的な地方市場が成立している場合が多い⁽³⁾。またその生産品が奢侈品から実用品へ、あるいは実用品から奢侈品へとの変動に従って、その販売市場の構造が変化する場合もある⁽⁴⁾。ところが奈良晒布の場合は一貫して都市とくに三都を販売市場とする形態はかわらなかった。木津あるいは伊賀などに成立した晒布の販売市場も三都であって、そこに地方的な市場ができたわけではない。そうした販売市場の仕組のため木津や伊賀のいわば在郷の布問屋は奈良布方に圧迫されざるをえなかった。

奈良における青苧取引方法についてさきにのべたが、青苧の全国的な流通の状況はどのようであったかをここでみておきたい。近世における青苧の産地は冒頭にしるしたごとく米沢、最上、会津地方であるが、近世前期における晒布の生産は奈良に集中していたと考えられ、そのさい原料青苧は米沢藩蔵苧を中心としたのではなからうか。近世中後期には、越後縮布、能登布、高宮布はじめ各地に麻織物の生産がみられるにいたって、それ

に應じて東北における青苧の生産も増大してきた。最上苧は羽州山地帯に産する青苧であるが、この地方における青苧生産は近世中期以降急速に發展し、宝曆—寛政のころ最盛期であったとされる。ここでは在方荷主が成長し、集荷された青苧は商人苧として各地に販売せられた。⁽⁶⁾商人苧はもちろん在方荷主だけでなく、さきにも述べたように、各地苧商人によっても布・紬の生産地に販売されたわけであるが、近世中期・後期の各布産地と青苧生産地との青苧および紬の流通径路は図示すればつぎのように考えられる。



近世後期における都市商人(奥田)

まず越後であるが、縮布は安永・天明年間には二〇万反を超える生産をしめたが、この越後縮布の原料苧は会津、米沢、最上の三産地から購入され、最盛期には三万貫以上の青苧が使用され、小千谷にはそれを扱う巨大な青苧商人が存在したといわれている。⁽⁷⁾能登、越

中、加賀の北国三国については、この地方は布(能登布、八溝布、加賀布)とならんで紬績の産出をもみた。越中高岡の文化十年(一八一三)の苧紬の出来高一六八〇駄のうち、羽州苧をもって製したのは八四〇駄で、その半ばにあたり、地苧は六一〇駄で、残りは上州苧であった。⁽⁸⁾能登布の生産高は明治十五年鹿島、羽昨兩郡で約三三〇〇〇疋という外知ることとはできないが、⁽⁹⁾紬については天保六年(一八三五)の兩郡の苧紬出来高二五

○駄とされている。この原料苧には最上苧が移入されていたようである。⁽¹⁰⁾ 加賀の布生産の状況はわからない。さきのべたように原料青苧は奈良から逆にもち込まれたことがあるが、近世中期は加賀紬は多数奈良に搬入されている。北国三国では地苧も使われたが、多くは商人苧が購入された。近江の高宮布（野州晒）の原料は能登の苧紬で、中買人によって集められ、「江州紬商人」に送られている。その際江州紬商人より能登の紬中買人に仕入銀を前貸している形態がみられたが、天保六年には前貸を止めるかわりに取引値段の引上げをはかっている。⁽¹¹⁾ 伊豆田氏の論文によれば、最上苧が在方荷主によって京都、奈良、高岡、江州におくられているが、北国紬の使用と同時に東北より直接青苧が購入されたことが知られる。京都、大阪の青苧商人は主として奈良に送る青苧の取引にあつたのではなからうか。大阪市史の元文元年諸色登高并銀高表では、苧九五〇〇〇貫余（銀高一〇七三貫余）が大阪に入荷している。その産地は武蔵、石見、安芸、但馬、信濃、下野、出（羽）、若狭、越前、備後、豊後、因幡の十二ヶ国があがっている。⁽¹²⁾ 九万五千貫は元文二年奈良に入荷した蔵苧、商苧あわせて一九〇〇駄約七万六千貫にくらべて老大な量になるが、羽州産以外はおそらく苧麻であろう。木津布および伊賀紬についてはすでのべた。

右の元文二年の一九〇〇駄は生布約二二万疋分の青苧にあたる。⁽¹³⁾ 宝曆—寛政の最上苧生産の最盛期には年産約八〇〇〜一〇〇〇駄の産出をみた⁽¹⁴⁾とされているが、奈良晒布の最盛期（寛文—元禄）には約四〇万疋の生産があり、これに要する原料青苧は約三三〇〇駄と計算される。東北地方の青苧生産の発展過程はよくわからぬが、村上地方が前記のごとくであるのと考え合せると、近世前期においては、最上、米沢、会津のほとんどすべて⁽¹⁵⁾の青苧が奈良にもたらされたのではないかと考えられる。それが、各地における布紬生産の発展、一方奈良晒布の衰

退によって、右に概観したような青苧の需給関係が出来ていったのではなからうか。最上苧など近世前期には主として奈良に送られていたのが、中後期には北国に送荷されるようになったという指摘⁽¹⁵⁾は正しいものと思われる。

いずれにしても、奈良に入荷される青苧は、右のごとき遠隔地取引としてもたらされるものであり、それだけに荷受資本としての青苧問屋中買がほとんど完全にそれを掌握することができた。そして前述したように他国紵が多くなつて来た時期には彼らはさらにそれに対しても独占的な集荷販売権を獲得したのである。

近世において右の如く青苧生産地と生布生産地とは完全に分離し、最後まで結合しなかった。米沢上杉藩では安永—寛政のころ、小千谷より機織法をとりいれ国産青苧による麻布生産をはじめているが、これは成功しなかったようである。⁽¹⁶⁾また奈良においても、天保二、三年宇陀郡で青苧の試植が計画され、天保七年には奈良奉行所よりの指示で、同じく宇陀、吉野両郡に青苧を植弘めようとし、布方のうち一〇人(晒問屋二人、晒屋一人、生布中買六人)がその基金一五〇両を引請けている。⁽¹⁷⁾この計画も実らなかったようであるが、いずれにしても原料生産地と機織地帯との結合は近世の麻織物についてはみられなかったわけである。

原料苧の遠隔地取引のうえに成立しているゆえに青苧中買は全入荷品を把握しえたのであるが、それでも近世中後期には複雑化してきた青苧市場に対処して独占を維持するため、前記したような努力を重ねたが、その際注目したのは生布中買誂屋との他国紵直買をめぐる問題である。その具体的なことについてはすでにのべたから省略するが、とくに伊賀紵の場合、伊賀は大和の東に接する地域でありその伊賀の村々に産する紵を直買して、大和の諸村で織布せしめようとして、生布中買の直買問題が生じたわけである。この直買一件は部分的に成功

みたが、青苧中買の他国紬に対する掌握を根本的に変えたものではなかった。仮りに生布中買の直買が全面的にみとめられたとするならば、そのときは紬地域と機織地域とが結びつけられ、生布中買が織元としてさらに成長してゆく契機をつかみえたのではないかと考えられる。

幕末嘉永三年（一八五〇）には青苧問屋中買によって四一五駄の青苧が取扱われている。⁽¹⁸⁾慶応三年（一八六七）の他国紬の入荷量は伊賀紬三八万疋、越中紬は二〇万疋であった。四一五駄の青苧は生布約五万疋分であり、あわせて五八万疋の他国紬は生布約一万五千疋分である。これは嘉永四年の生布産高六万八千疋とおほよそ合致する。私は先述らい、近世後期における他国紬の増大を指摘してきたが、しかし幕末期において青苧中買が直接に把握している原料青苧の比重はなお大きいのであって、青苧中買が部分的に生布中買誂屋の他国紬直買をみとめざるをえなかったにしろ、奈良晒布生産における青苧中買仲ヶ間の独占力を認めざるをえないのである。

奈良晒布の全生産販売の機構のなかで、どの商人資本が最も支配的であったのか、晒問屋であるかどうかといったとき（両村晒屋は明らかに晒問屋に従属している⁽¹⁹⁾）、それをいま実証することはできないけれども、それはむしろ生布中買でなかったかと思う。さきに書いた天保七年の青苧試植資金一五〇両を引請けた布方一〇人のうち六人が生布中買であることもそれを示しているだろうし、何よりもしばしばいつているように、彼らこそ織元として問屋制的に織屋あるいは農民機屋を直接に支配していたものであるからである。もちろん生布中買の経営規模はすでに述べたように、その多くは零細な在出ないし在村の商人である。しかし、これまでみてきた生布の直売、また苧紬の直買問題で知られるように、原料及び販売市場に自由な活動を要求していたところにもそれが現われている。しかし結局、その両方とも部分的に成功したが全体として坐折している。

とくに原料市場に限っていえば、青苧中買が生布中買のそうした要求を押えて、幕末にいたるまで独占的な荷受人たりえたのは、それはやはり、青苧が前述の如き遠隔地間取引の特産品であったことによると思われる。そうした商品であるから、株仲間組織をもつ青苧中買の存続を最後まで許したのではなからうか。原料の購入、製品の販売において、多数の、かつ絶えず増加するルートをもちえないところに、すなわち絶えず拡大する農民的、地方的市場をもちえないところに、一つのルートを伝統的に掌握していた都市商人が存続する理由があったのではないかと考える。それは他面では、局地市場と遠隔地間取引を考えるさいの問題でもある。

(1) 旧田村氏所蔵文書。

(2) 右 同

(3) 安藤精一「鳥取藩における在方商業の発達」、経済理論、三五・三六合併号。

(4) 林英夫「尾濃綿織物地帯における商品流通の展開」、歴史学研究、二一九号。

(5) 旧田村氏所蔵文書。

(6) 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産―羽州大蔵村稲村家を中心に―」、社会経済史学、二二

の三。

(7) 西脇新次郎「小千谷縮布史」

(8) 「高岡史料」(下巻)、伊豆田前掲論文所引。

(9) 「能登生産記」、金沢図書館所蔵。

(10) 「能登部町誌」右 同。(9)(10)については関西学院大学永島福太郎氏より教示をうけた。

(11) 右 同、および滋賀県史第三巻。

近世後期における都市商人(奥田)

(12) 「大阪市史」第一卷。

(13) 青学一駄は二四八把であり、生布一疋を仕上げるのに紵績あわせて二把を要するという計算により算出。

(14) 伊豆田忠悦、前掲論文。

(15) 右 同

(16) 「東北産業経済史」第二卷。

(17) 旧田村氏所蔵文書。

(18) 右 同

(19) 木村博一、前掲論文。

(附記 この小文はかつて奈良学芸大学木村博一氏との共同研究のさいあつめた史料をもとにまとめられたものである。同氏に感謝申上げる。)